静岡県教育委員会

会議録

静岡県教育委員会委員長 髙橋尚子は、

平成25年7月31日に教育委員会第8回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 25 年 7 月 31 日 (水) 開会 13 時 30 分

閉会 15 時 20 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 委 員 長 髙橋尚子

委員長職務代理者 加藤文夫

委 員 金子容子

委員溝口紀子委員斉藤行雄

委員(教育長) 安倍 徹

事務局(説明員) 山崎泰啓教育次長

杉 本 寿 久 事務局参事兼教育総務課長

鈴 木 啓 之 事務局参事兼学校人事課長

渋 谷 浩 史 教育政策課長

奈良間 一 博 情報化推進室長

櫻 井 洋 二 人権教育推進室長

河 野 康 裕 財務課長

杉 山 和 幸 福利課長

輿 水 まゆみ 学校教育課長

羽 田 明 夫 小中学校教育室長

岩 城 明 高校教育室長

渡 邊 浩 喜 特別支援教育室長

小 関 雅 司 高校再編整備室長

山 田 文 子 社会教育課長

土 井 宏 晃 文化財保護課長

松 田 好 道 スポーツ振興課長

石 井 宣 明 静東教育事務所長

橋 本 勝 静西教育事務所長

谷 野 純 夫 中央図書館長

三ッ谷 三 善 総合教育センター所長

4 その他

(1)報告事項1~9は了承された。

【開会】

委 昌 長: ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の会議録の署名は、金子委員、溝口委員にお願いする。

報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結果

委 長: 報告事項1頁「報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結

果」について杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長: <報告事項についての説明>

委 員 長: 質疑等はあるか。

加 藤 委 員: 懲戒処分の(1)「刑事処分の重さが行政処分の重さと繋がっていな

い」の記述については、教育委員会に問題がある。教育委員会の処分 が重過ぎるということだと思う。例えば、万引き等の事件で不起訴処 分となっても、事件が発覚すると教育委員会では免職処分としている。 一般社会人に認められている刑事処分と、教職員に対する行政処分と が大きく乖離している。これについては、警察や国家公務員、その他 の地方公務員と比べても、教職員に対する行政処分は特に厳しくなっ ている。我々が処分した結果、先生から訴えられて処分が取消しにな ったケースもある。思想的にまとめていかないと、これに応えられな い。先生には他の公務員や他の社会人以上に厳しい行政処分をするが、 それが妥当なのか、ということには自分でも納得がいっていない。

学校人事課長: コンプライアンス委員会の中でも、刑事処分の中で30万円や50万 円などの罰金刑となったとき、我々の処分との間に齟齬があるのではな

いか、という指摘があった。

加 藤 委 員: もっと厳しくすべきということか。

学校人事課長:「アンバランスなので考え直したほうが良い」という意見であった。

「基準等も含めて検討する」と返答した。それとは別に、加藤委員の御 指摘についても、委員会の場では出なかったが、前から言われていたこ

とである。

それらの情報も集めて、加藤委員から御指摘のあった点についても、 教育総務課長:

ポリシーを明確化できれば、と思う。

溝 □ 委 員: 報告書2頁の「部活を強くしようとする先生が、部活に対して情熱が

なくなってしまうのはどうか」という記述は、文脈がよくわからない

ので説明してほしい。

教育総務課長:「体罰ではないが、厳しく指導することに対して批判されていくと、

厳しく指導していかねばならないときにも情熱が削がれてしまうのでは ないか」という指摘であった。「生徒に厳しく言えなくなると、教員の

熱意も冷めてしまうという危惧がある」という意見である。

溝 口 委 員: このような意見が出る背景には、コーチングとは何か、情熱とは何か、

という根本的な問題がある。厳しい指導にも、トレーニング面で厳し

いのか、精神面に厳しいのか、という区別がある。考え方も世代ごと に違う。コーチングの指導方法なども現場に落としこんで、どのよう に部活の指導をするのか、考えるべきだ。体罰の罰則が厳しくなって きている中で、閉塞的になっている可能性もある。きつくしているの ではなく、これまでどおりにすればよい。ただ、暴力など行き過ぎた 指導には警戒する必要がある。

加 藤 委 員: 「教室の中で共同作業をすると効果がある」という浜松江之島高校の 事例があるが、教室で起きた問題を先生と生徒の問題に置き換えると、 先生は必要以上に感情的になる。そのため、クラスの問題としてクラ スの中で解決する努力が必要である。しかし、これにも弊害があり、 生徒みんなで問題点を話し合って解決しようとすると、結果としてい じめにつながる可能性もある。「この子はみんなの作業を阻害する人 だ」とか「授業を崩壊させる人だ」という認識が生まれてしまうと、 今度はいじめの対象になってしまう。いじめの問題はそのような難し さがある。体罰については、先生が必要以上に生徒と自分が一対一の 関係だと思い過ぎないことが大事である。

斉 藤 委 員: この委員会はいつまでやるのか。2月にやってその後も継続するのか。 教育総務課長: テーマに合わせて諮りながら、ずっと継続していく。昨年度も委員 長に不祥事根絶の御意見をいただいたり、委員と意見交換していただい

たりしたこともある。

溝 口 委 員: 今年もあるのか。

教育総務課長: 2月に予定している。

斉藤委員: 結論を出してまとめるということか。話し合いをしていくのか。

あくまでも検証し提言をいただくもので、報告書にまとめるもので 教育総務課長:

はない。

加 藤 委

員: できれば、保護者を含めて、こういう問題を抽出したことを知っても らいたい。例えば、いじめの問題も体罰の問題も、保護者の間違った 学校現場への介入によってこじれてしまうケースがいくつか見られる。 学校の努力を保護者が理解し、保護者が心配していることを学校が理 解するという相互理解がないと、それぞれ当事者を悪者にしてしまう。 このようなやり方だと、かえって子どもたちにとって悪い結果をもた らす。こういう議論をできるだけ公にして、保護者や学校現場にも見 えるようにしてほしい。

溝 口 委 員: オブザーバーの皆様にも同じ資料が提供されているのか。

教育総務課長: そうである。公表されている。

委 員: 6人のオブザーバーがそれぞれPTAや百貨店、医師などの出身母体 斉 藤

> から来ていて、それぞれからいろんな意見が出てきているが、それこ そが大切なことだと思う。「体罰については少し処分が重過ぎないか」 とか「部活を強くするためにはある程度いいではないか」など意見の ばらつきが出ている。みなが同じ意見ではおかしい。そこを公開して いくのは良いと思う。

金 子 委 員: 臨床心理士から出てきた意見だと思うが、「発達障害の子どもに対して一律に指導するといろいろな齟齬が出るのではないか」という指摘は現場にいて同じように感じていることである。「小学校の教員に対してもう少し手厚く指導すべきである」という提言もいただいているが、これは現場の現実問題としてどうか。

学校教育課長: 研修は 10 年前と比べて、非常に充実している。現在、特別支援教育の校内研修が学校現場で積極的に行われている。10 年前よりも件数は少なくなってきたが、専門的な支援・知識を要する場面が学校現場で多数あることから、近隣の特別支援学校の教諭が相談支援というかたちで平成 24 年度は小学校で 692 回、中学校で 579 回出向いて研修を行っている。また校内の研修の講師として、特別支援学校の教諭が年間で 56 回ほど講演会を開いている。また新たな取組として、ここ近年、中学校区単位で、チーフコーディネーターが幼稚園・保育所を巻き込んで、幼・保・小・中の連携が取れた研修も企画されている。さらにニーズに応じた研修の、計画的な取組を進めていきたい。

金子 委員: 「もう少し手厚く」と提言されているが、「かなりやっている」ということか。成果も今後出てくるということか。

学 校 教 育 課 長: そうである。子どもの姿にきちんと表れるような研修を積んでいきたい。

教育 長: この発言の趣旨は「中学、高校に比べて、小学校は体罰が授業中に多い。授業中に多いのは、相手が発達障害の子どもがいるからではないか、そしてそのことを先生が理解していれば、それぞれの場面で適切な対応ができるのではないか」ということだと思う。そういう意味では、学校教育課長が申し上げた対応もあわせて、これからもっとやることで、小学校での授業中の体罰は減っていくのではないかと思う。

委員長: 発達障害の子どもについては本当にその通りである。研修を積んでも 理解を深める教員はどんどん深めるが、そうでない者もおり、教員の 受け止め方によって違ってくる。研修の成果を、それぞれが自分の中 に落としこんで実践できているのか、ということを管理職の先生が見 ていくことが大事だと思う。「研修を受けて終わり」ではなく、困って いるのは子どもなので、担任の先生が研修を受けた後にその子に対す る関わり方がどのように変わったのか、という細かいことまで個に応 じて見てほしい。それが保護者の安心にも繋がるし、何より子どもが 学校にいやすくなると思うので、そのところまでやってほしい。

> また、浜松江之島高校には出向いて実際に話をうかがうことができ、 とても参考になった。総合教育センターに、素晴らしい研修をしてく れる先生も大勢いるということであったので、もっと活用すればいい と思う。

他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項1を了承した。

報告事項 2 監査に関する報告

委員長: 報告事項3頁「報告事項2 監査に関する報告」について杉本教育総

務課長より説明願う。

教育総務課長: <報告事項についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

加藤委員: 今回は財務に関する指摘が非常に多いが、特に今回の監査での重点項

目だったのか。

教育総務課長: そういうことではない。従来であれば、これよりももう一つ重い処

分である「指摘事項」もあるが、今回はなかったということだ。従来も 「指示」はあったが、今回はこれだけ見えているので、そのように感じ

てしまうのだと思う。

加 藤 委 員: 昨年は集団万引きがあって、大きな問題となった。もちろん、お金の

問題も大切なものではあるが、注意すれば直ることなので、今回は比

較的軽かったということではないか。

溝 口 委 員: 清水西高校の体罰は平成 23 年9月で、2年も前のことだが、なぜ今

になって発表したのか。

教育総務課長: 監査そのものが、平成24年度分のものだからである。

溝 口 委 員: これまでの体罰の報告には載らなかったが、その前にあったことで、

今回指摘されたということか。

学校人事課長: 監査とは違って、平成24年度の体罰については、文部科学省への報

告もあったので調査は同じように進め、対応については平成 24 年度の 分を優先して報告させていただいた。それが終わってから平成 23 年度

分について対応したという状況である。

溝 口 委 員: 報告が遅れてしまったことへの指摘なのか。

教育総務課長: 事実に対する指摘である。学校から報告が上がっていることに対し、

禁止されている体罰なので「指示事項」となった。

溝 口 委 員: 来年度は体罰が多く報告されてくるので、来年度は監査も大変だろう。

しっかりお願いしたい。

委 員 長: 他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項2を了承した。

報告事項3 「教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用のガイド ライン」の策定

委員長: 報告事項5頁「報告事項3 「教育総合ネットワークシステムにおけ

るクラウドサービス利用のガイドライン」の策定」について奈良間情

報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長: <議案についての説明>

委 員 長: 質疑等はあるか。

員: クラウドサービスはとてもいいと思う。フェイスブックも行っていく 溝 口 委

ということだが、フェイスブックとの仲介となるツイッターについて

は、教育委員会でアカウントがあるのか。

情報化推進室長: アカウントはない。

溝 口 委 員: フェイスブックにアップしても見る人がいないので、それを仕掛ける

ツイッターなどでリンクさせたほうがより即効性があるのではないか。 こういう定例会なども積極的に出せるところがあればよいと思う。例 えば防災もそうであるが、まだSNSも教育委員会にはないので、ツ

イッターのほうも開拓してほしい。

情報化推進室長: 検討していく。

委 員: 世界規模でSNSがどんどん膨らんできており、やはりこれからはク 斉 藤

ラウドサービスが主流になっていくと思う。こういうことをやってい くためのガイドラインを作っていくのは大切なことである。どんなシ ステムにもセキュリティが脆弱だったり、プライバシーが守られなか ったり、というリスクが伴っている。かなり重要なデータをクラウド に任せるということになると、USBメモリを持ち歩いて失くしてし まう事例とはまた別の意味で、もっと大きなリスクがある。そのこと を警戒しながらガイドラインをしっかり作っていかなければならない。 フェイスブックに関しては、「フェイスブック社というアメリカの民間 会社がやっており、そこにアップされた情報をCIAが全部検閲して いる」という話を聞いたこともある。また、「グーグルで自分の名前を 検索したら、自分がフェイスブックにアップしていた自分や家族の写 真、自宅の住所、家などのプライバシーが載っていた」という話もあ る。フェイスブックは一般の名詞ではなく、フェイスブック社がやっ ている民間のサービスであることを忘れず、セキュリティやプライバ

情報化推進室長: セキュリティについてはしっかりやっていく。先ずクラウドサービス については、ガイドラインの中で取り扱う情報の範囲や注意事項につ いて定めている。この中で秘匿性があるものについては基本的には禁 止であると規定している。適切ではない情報をアップしてしまう危険 性があるので、そこは注意していく必要がある。また、フェイスブッ ク等についても、使う側がリスクを分かった上で利用しないと、道具 としては有効であっても危険であることを、子どもたちや教職員とも、 理解しなければならない。このことも含めて、実際に教育委員会で使 いながら、どのように利用すべきかなどについて学校へ提供できれば と思う。

シーについてのリスクも勉強していかないといけないと思う。

藤 委 員: IT系については、新しい言葉が次々に生まれてきている。「ビッグ 加 データ」という言葉もどこでも聞くようになった。クラウドもビッグ データの一つだと思う。

ただ、学校内の問題について、LINEを使って悪口が書かれて、

それに対していじめや暴力行為があった等の例がいくつか報告されて いる。LINEやフェイスブックが悪いわけではないが、一番問題な のは、みんなと話し合う場の中で、どのように自分の意見を出すか、 ということを、こういうIT機器が入る前の段階で学んでいないこと だと思う。会議の中で発言せずに、後で悪口を言うようなものである。 会議で出されなかった意見は一切検討されないので、言わなかった人 が悪い。言わなければいけないことと、言ってはいけないことがある。 事実だからと発言して、マスコミに批判された大阪の政治家もいるが、 公には言うべきでない内容と、仲間内だけで話す内容とを分けて考え なければいけない。人との話し方や情報の出し方を、機械を使う前に 学級活動など教室の場できちんと子どもたちが学ぶことが大切である。 その学びがなくて、いきなり道具が与えられて、LINEには何でも 書けると考えて、書いてはいけないことを書き込んでしまった。それ がいじめにつながったということは、もともと共同体としてのクラス の中の話し合いだとか、共同ワークがうまくいってないからだと思う。 ITもいいのだが、ITを使う前の基本的な人間同士の交わりや話題 の出し方などをきちんと教えてほしい。それがあれば、IT技術は非 常に便利だと思う。普段、言葉で言ってはいけないことを、なぜLI NEだと言えるのか、ということが問題であり、その対策が大事だと 思う。子どもたちはすでにこのような世界に入ってきているので、き ちんと指導していかねばならない。

満口委員: 規制により、18歳未満のユーザーはLINEのID検索が利用できなくなってきている。LINEはいじめの原因ともなっており、教育委員会としてもLINEの制限を考えていかなければならない。逆にホットラインでもつながることや、LINEによって教育委員会へ通報を上げられるという利点もある。また、フェイスブックに投稿できてしまうということになれば細かい規定なども必要になるが、規定は今後検討していくのか。もうできているのか。

情報化推進室長: フェイスブックについては運用ポリシーの中で、セキュリティをどのように扱うかということ、実際にどういう基準で載せるのか、載せるにあたってどういう決裁をしていくのか、また炎上があった場合にはどういう対処をしていくかなど、試作の段階ではあるが、作成してある。

溝 口 委 員: 今日は時間がないので、また改めて紹介してほしい。自分もフェイス ブックにタグ付けされて、プライバシーが侵害されたことがある。逆 に会ったこともない人からの投稿もあった。嫌がらせや炎上があって も困るので、炎上がないような対策もしてほしい。

斉 藤 委 員: 一般的には、友達同士だけの間での公開のつもりでアップしたのに、 公開の範囲が広がってしまっていた、ということがある。

溝 口 委 員: 設定が細かいので、注意が必要だ。

斉 藤 委 員: 設定で、アップしたデータを誰に見せるのか、ということも考えない

といけない。一般公開で誰でもいいのか、教育関係者のみなのか、そういうところが大切な問題だと思う。

満口委員: なんのためにフェイスブックを使うのか、ターゲットは誰か、ということを明らかにしておく必要がある。そうすれば公開範囲も決まってくる。教育委員会の戦略として広報媒体なのか、他にも違う目的なのか、なども議論すべきだ。

斉藤委員:「流行だからやる」というのではなく、明確な目的意識がないといけない。 ない。「みんながやっているからやる」ではいけない。

溝 口 委 員: もう少し見えてくると議論できる。また改めて報告してほしい。

情報化推進室長: 今回はガイドラインについての報告である。フェイスブックについてはあくまでフェイスブックページという企業のものであり、教育委員会の意見などを一般の人に公開する一つの手法である。フェイスブックの利用者が主に30代以上が中心になっていて、ちょうど子育て世代であり、その世代をターゲットにして試行をしていき、その試行の中で御意見をいただくことで、閲覧者のニーズにあったものができてくるのではないかと考えている。本格的な実施、あるいは公開をやめてしまうのか、といった点については、試行の状況を分析して次回以降

で協議あるいは報告させていただきたい。

委員長:他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委 員 長: 報告事項3を了承した。

報告事項4 第8期静岡県生涯学習審議会答申

委員 長: 報告事項 12 頁「報告事項 4 第 8 期静岡県生涯学習審議会答申」に ついて渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長: <報告事項についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

加藤委員: 以前、皆さんに配った本間正人先生の話と比べると、少しずれているところがある。「有徳の人」は造語であり、本当は「明徳の人」である。みんなは「徳」を持っており、それを明らかにするのが教育であって、学ぶということである。「徳」がない人に「徳」を持たせるのではなく、みんなが「徳」を持っている。それをいかに引き出してくるか、明ら

かにするか、が問題である。そこのところがちょっと違う。

また「生涯学習」は、本間先生が言っているように「人間は一生学び続けるもの」ということである。従来の最終学歴という概念は誤りである。最終学歴は「大学を卒業した」で終わりだが、そんな簡単な社会に生きているわけではない。一生学び続けなければいけないということは、最新学歴が必要なのである。60歳の人に「あなたの最新学歴はいつですか」と聞いたときに、「先日講演会でこんな話を聞いた」「こんなセミナーに参加した」ならば良いが、「最新学歴が大学卒

業」では40年間何も勉強していない、ということになってしまう。

本間先生の講演と今回の生涯学習の報告は、名前は一致しているのだが、知識偏重だったり、良い人と悪い人がいたり、良い徳があって悪い徳もあるという選別的なイメージがあるので、変えていかないといけない。みんなに「徳」があり、それが明らかになっていないことが問題なのであって、明らかにしていこう、と考えれば希望が持てる。

委員長: 短い期間で答申書をまとめていただいた。基本方針の施策に反映させてほしい。

他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項4を了承した。

報告事項 5 引佐地区新構想高校(仮称)の施設整備

委員長: 報告事項 13 頁「報告事項 5 引佐地区新構想高校(仮称)の施設整備」について河野財務課長より説明願う。

財務課長: <報告事項についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

満 口 委 員: 新しい高校は引佐高校の跡地ということだが、気賀高校と三ヶ日高校 の跡地の構想はどうなっているのか。

財務課長: 今のところ予定はない。県有施設の跡地については、まず庁内で利用する部局があるのか、委員会があってそこで諮る。特になければ、各市町など自治体へ情報提供して、それでも利用したいとことがなければ、一般的には売却していくかたちで進めている。

溝 口 委 員: 引佐・気賀・三ヶ日の各高校では、今年の募集は停止しているのか。

高校再編整備室長: 募集は続けている。

溝 口 委 員: 募集して統合のときに制服も統一されるのか。今後も3校で募集を続け、平成 27 年度に統合して気賀高校と三ヶ日高校は閉校になるということか。それについては、今年度の募集要項にも書いてあるのか。

高校再編整備室長: 平成 27 年度の募集要項で、新構想高校として募集する、ということで、来年度までは引佐・気賀・三ヶ日の各高校で募集していく。

満口委員: 募集要項に、「今年入学する生徒は3年後に統合する」と書いておかないといけないと思うがどうか。

教育総務課長: 説明会で、「今は引佐・気賀・三ヶ日高校にそれぞれ入学し、3年後に新しい学校になる」と伝えてある。当然その前提なので、パンフレット等にも記載している。募集そのものには直接影響はないので、募集要項には記載していないということだ。ただ、口頭も含めてインフォメーションは始めている。

溝 口 委 員: 口頭だけでなく、文字に残るかたちで伝えていかないとトラブルにならないか。口頭でも漏れはないと思うが、周知徹底してほしい。

教 育 総 務 課 長: 具体的には体験入学で説明し、その際に配付する資料でも広報して

いくのが従来のパターンなので、そのように進めていく。

溝 口 委 員: 我々大学関係者は、必ず公式文書である募集要項に記載する。地元で あるので問題はないかもしれないが、本来ならば募集要項にも記載す

るほうが丁寧ではないかと思う。今年度受験する生徒へのケアをしっかりしてほしい。保護者からすると、3年後に制服が変わってまた費用がかかる、通学手段も変わる、という不満もあるかもしれない。新

入生へのケアや情報提供をしっかり進めてほしい。

高校教育室長: 制服については、今年入った子どもたちが3年生のときに新しい制

服に変えるということを従来はしていない。 開校当初は4種類の制服が

混在していることになる。

教育総務課長: 科学技術高校のときは一斉に変更した。科学技術高校では前から準

備しておいて、統合したときに同じ制服に統一する、という方法をとった。しかし、一般的には1年目は3種類あり、卒業していく中で統一さ

れていく。今回もそのような対応になる。

高校再編整備室長: 制服の一斉変更は、これまで科学技術高校だけである。

加藤委員: 1学年8学級ということはかなり大規模な学校である。中でも産業マ

ネジメント科というのは、昔の商業科や工業科、農業科などの農水産業・工業を含めたところで教えていくのだろうが、最近の就職に対する保護者の意識が非常に強いので、どんなことを教えて、卒業したらどういう進路があるのか、ということを設計しておかないと、訳の分からないところに子どもを行かせられないということになるかもしれない。まだ時間はあるので、産業マネジメント科ではどんな教育がなされ、卒業したらどんな職が得られるのか、あるいはどんな大学や専

門学校に進学できるのか、きめ細かく説明していってほしい。

教 育 長: 高校再編整備室のほうからソフト面については改めて説明させていた

だきたい。

斉 藤 委 員: ハードの面では、もう工事も始まっているのか。授業はできているの

か。

高校再編整備室長: もう仮設校舎で授業を行っている。

溝 口 委 員: 仮設校舎を建てているのか。

財 務 課 長: 資料のグラウンド部分に仮設校舎を建てている。

斉 藤 委 員: 体育はどこでやっているのか。

財 務 課 長: 狭くはなっているが、グラウンドは使用可能で体育のスペースは確保

できている。

教 育 長: 校舎の南側にも野球場があり、広いグラウンドが確保されている。

委員長:他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委 員 長: 報告事項5を了承した。

報告事項 6 平成 26 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

報告事項 7 平成 26 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

委 員 長: 報告事項 15 頁「報告事項 6 平成 26 年度静岡県公立高等学校入学者

選抜実施要領」及び、報告事項 16 頁「報告事項7 平成 26 年度静岡 県立高等学校中等部入学者選抜実施要領」について、岩城高校教育室

長より説明願う。

高校教育室長: <議案についての説明>

委員長: 質疑等はあるか。

溝 口 委 員: これまでにも言及してきたが、「長期欠席生徒選抜」は他県でも一般

的なのか。また、長期欠席の生徒を「選抜」するという言い方は、特別ケアの意味での選び抜かれた、という趣旨にそぐわないと感じる。 春野高校のように効果的なプログラムでケアされている事例もわかる

が、入試のあり方が「選抜」であることが理解しにくい。

もう一点、学校裁量枠は、入試において一般の生徒との違いがある

のか。

高校教育室長: 学校裁量枠については、一般の学力検査と面接に加えて、実技検査

を実施している。

溝 口 委 員: 種目ごとか。

高校教育室長: そうである。

溝 口 委 員: 配点も一般の生徒と違うということか。

高校教育室長: そうである。

加 藤 委 員: 学校裁量枠というのは、制度としてはわかるが、我々が学校訪問をし

た際に、いじめや体罰、保護者の子どもの活動に対する介入の仕方な ど、異常なケースがいくつか報告されている。子どもの中にも「自分 は野球をするためにこの学校へ入ったので、勉強はどうでもいい」や 「野球の試合に出ることが最優先で、授業はどうでもいい」というよ うな意識が強くあり、また親がそれを望んでいたりして、学校の中で 浮き上がるケースがある。そして浮き上がった結果として、いじめに つながってしまう。あるいは、学校裁量枠の生徒はスポーツをやるた めに、技量を発揮するために来ており、先生が異常に熱心に指導しす ぎて体罰につながるというケースもある。学校裁量枠については、一 度実態をトレースしてみてはどうか。高校は野球をやらせるためにあ るのではないし、特別な特技をやらせるために県立高校があるのでは ない。県立高校はあくまで座学の中できちんと学ばせる、それにプラ スアルファとしてスポーツができるということで受け入れているはず である。それを学校側や保護者、生徒が取り違える中で、いくつかの 不祥事が起きているという実態を我々は見ている。そこを現場に即し て調べてみてほしい。それで直す必要があれば、学校裁量枠に改良を 加えなければならない。

溝 口 委 員: 学校裁量枠では、部活動の先生がほしい生徒を直接的に一本釣りできるというところが、いろんな不祥事とつながっている。他の生徒と比

べても、先生と特定の生徒の関係は非常に濃い。入学して成績も運動も伸びていくウィン・ウィンの関係であればいいが、ウィン・ロストであったりするのが問題である。柔道の世界でも不祥事があり、大学ではあるが単位を2年生までにある程規度していないと試合に出られない、など文武両道ができるような規定がある。実技試験があるにしても、入学してから学力が下がってしまうような、部活動一辺倒になってしまう状況を防ぐ工夫も、の知らな、部活動一辺倒になってしまう状況を防ぐ工夫も、のりような、部活動ではないか。それが体罰や行き過ぎた勝利至上主義への中では必要ではないか。それが体罰や行き過ぎた勝利至上主義へのかというをでは必要ではないか。入学させるだけで、その後のケアがちゃんとで対したもなると思う。入学させるだけで、一度追跡調査することが必要ではないか。学校裁量枠が効果を発揮しているのかという意味で、調査するべきだと思う。

委員長: 同感である。学校裁量枠について、特に運動部の生徒で学校裁量枠として入学した生徒は、学校の看板となるべきである。家庭も含めて、学校裁量枠で入学した生徒にはケアや指導をしていくべきだ。学校裁量枠で入学した生徒とそうでない生徒が、同じ部活動内で感情的なもつれとなっている例がある。学校現場でどうなっているのかを調べて、検証し直したほうがいいのではないか。

斉藤委員: ところで通学区域の問題だが、沼津市立高校と浜松市立高校は通学区域が設定されているが、その他の県立高校は全県から通学できるということか。

現実的に学校から近い生徒と遠い生徒で同じような成績ならば、近い生徒を入学させたほうが通学時間も短く、勉強にも集中できるように思うが、そういう地元優先のような配慮はしないのか。

教 育 長: 通学距離を総合審査の中で加味することはない。

加藤委員: 地域の枠はあるのか。例えば市立高校であれば、沼津市内から 30 パーセントなどのように決めているのか。市税を使っているので、そうでないと市民から不満が出るのではないか。

教育長: 高校の場合には枠は決めている。

高校教育室長: 資料の 126 頁に沼津市立高校、128 頁に浜松市立高校の通学区域につ いて定めている。

斉 藤 委 員: 静岡市立高校はどうか。

高校教育室長:静岡市立高校の通学区域は、現在はなくなっている。

教 育 長: 浜松市立高校については、浜松市と湖西市が対象である。浜松市民でなくても湖西市民でも入れる。沼津市立高校についても、沼津市だけでなく御殿場市や裾野市、駿東郡からも入学できる。

溝 口 委 員: 浜松市立高校には愛知県からも入学できるのか。

高校教育室長: 愛知県からは入学できない。

溝 口 委 員: 湖西高校には入学できるのか。

教育長: 若干名であるが可能である。

溝 口 委 員: 枠は決まっているのか。

教育長: 決まっていない。

溝 口 委 員: 学校裁量枠を見ていくと、種目まで明記されており、野球やサッカー

などの人気種目が多い。しかし、行き過ぎた勝利至上主義は抑止してほしい。例えば体罰があった場合には学校裁量枠を一時停止するなどの罰則を設けてもいいのでは、という私見もある。せっかく部活動で学校の看板となる生徒を入学させるのに、不祥事が発生したのでは本末転倒である。入試選抜制度自体がどうか、という声も上がっている。学校裁量枠で入った生徒は、部活動だけでなく学校に影響力を持つ看板の生徒になってほしいというのが趣旨だと思うので、結果を出せばいいというのではなく原点に戻って現場の先生や生徒・保護者に投げ

かけてほしい。

教育長: いろいろ御意見いただいたが、前半の指摘については、この入試制度

が始まって今年度で6回目になるので、制度をふりかえることは必要であると思う。過去を振り返ってみると、推薦入試の時代があり、そのあと前期・後期の時代があった。それらの時代には学校裁量枠に当たるところでは、推薦入学にしても前期選抜にしても学力検査はなかった。中学校側から「中学校教育をゆがめることになるので、学校裁量枠であっても全員学力検査を受けさせて、学力を担保させるほうが良い」という御意見があって、現在の制度になっている。確かに学校裁量枠についてはいろいろ御意見もある。平成 26 年度はすでに決まっているが、中学校と高等学校それぞれの御意見を伺いながら平成 27 年度入試に向けて検討していきたい。

体罰に関しては、入試については桜宮高校でも問題になっているので、 進路保証とは分けて考えていきたい。いずれにしても学校裁量枠の生 徒が自覚を持って高校生活を送れるように、学校に伝えていきたい。

金子委員: ちなみに、「ケア」という用語であるが、学校裁量枠で入った子ども

のケアを、というような場合には使用しない。「ケア」は例えば、高齢で生活機能がままならないのでケアを、とか、疾病があるのでケアが必要、などのように使用する。そうでなければ「サポート」を使用す

べきである。

委員長:他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委 員 長: 報告事項6及び報告事項7を了承した。

報告事項8 危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況(追加調査)

委 員 長: 報告事項 17 頁「報告事項 8 危険な業務に従事する職員に対する安

全管理状況 (追加調査)」について鈴木学校人事課長より説明願う。

学校人事課長: <報告事項についての説明>

委員長: 再調査に漏れのないようにしてほしい。

報告事項8を了承した。

報告事項 9 静岡県富士水泳場の屋内天井落下事故

委員 長: 報告事項 19 頁「報告事項 9 静岡県富士水泳場の屋内天井落下事 故」について松田スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長: <報告事項についての説明>

委 員 長: 質疑等はあるか。

溝 口 委 員: 富士水泳場と同じような構造のものが学校にもあると報道にあったが、

その点検をする予定はあるのか。

財務課長: 学校には全く同じ構造のものはない。ただ、つり天井という点で同じ

ということであるが、富士水泳場はドーム型になっており 8000 平方メートルほどある。学校の体育館であれば 600 平方メートルほどである。まず規模が違う。つり天井について言えば、この部屋もフラットになっているがドーム型で同じようなつり方だと均等に力がかからないという面がある。しかし基準上はつり方として、問題はなかったということである。ただし、今回つり天井の規制が強化されることになった。

溝 口 委 員: 今回の規制強化は、この事故がきっかけなのか。

財 務 課 長: 東日本大震災のときに大規模空間の天井が落ちたことがきっかけであ

る。それを受けて、国土交通省が建築基準法令の改正を検討してきた。その結果、7月中旬に施行令と規則が改正され、その中で規制が強化された。一定以上のつり天井ということで、高さが6メートル以上であり、面積が200平方メートル以上のつり天井について、規制が強化された。実際に施行されるのは平成26年4月であるが、それに該当するのが高校で9校、総合教育センターのような教育関係施設で3施設ある。これらについては、富士水泳場の事故の翌日に、緊急点検をするよう指示を出し、点検の結果、今のところ異常なしとなっている。

溝 口 委 員: 今後、そのように新しいガイドラインになったら、補強などをしてい くのか。

財務課長: そうである。

溝 口 委 員: あと、調査をされていると思うが、構造的なものなのか、クリップの

強度もどうなのか、という疑問がある。また、他にもこのような事例

はあるのか。

財務課長: これはスタンダードな工法で、つり天井としてはこのようなやり方をしていることが多いとのことである。金具自体の強度についても、定

められている基準には適合していた、ということである。

溝 口 委 員: 新しいガイドラインでは適合しなくなるということか。

財 務 課 長: それはまだわからない。秋に発表されると言われているが、事例まで

含めた新基準が示される。それを待って対応したい。

溝 口 委 員: 他県でもこのような事故は起きているのか。

財 務 課 長: 地震を除くと、大きな事故としては静岡県だけである。

溝 口 委 員: なぜ静岡だけなのか。水泳場だから湿度の問題もあるかもしれないが、

実際に子どもたちが泳いでいたら大惨事になるので、再発防止を徹底

してもらいたい。

委員長:他に異議はないか。

全 委 員: (特になし)

委員長: 報告事項9を了承した。

報告事項 平成 25 年 8 月の主要行事予定

委 員 長: 報告事項 20 頁「報告事項 平成 25 年 8 月の主要行事予定」について、

杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長: <報告事項についての説明>

委員長: 報告事項を了承した。

【閉会】

委員長: 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成25年度第8回教育委員会定例会を閉会とする。